質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 米里地区橋梁リニューアル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	新橋名:米里高架橋(旧橋名:札幌高架橋)のP14~P15橋脚間の交差道路(KP S0.238付近)は、特記仕様書(参考)5. 関連施設その他との関係(2)道路関係に記載がありません。本工事の施工期間中は終日全面通行止めが可能でしょうか。あるいは、設計・施工に関する基本条件書に記載されている「高速道路と交差する一般道の交通規制可能時間は夜間(21時~6時)であり、交差道路上の桁架設時には夜間通行止めが可能である」が適	本工事区間の高速道路と交差する一般道の交通規制については、 すべての道路において設計・施工に関する基本条件書に記載されて いる条件(交通規制可能時間は夜間(21時~6時)であり、交差道 路上の桁架設時には夜間通行止めが可能)です。
	用されますか。	
2	設計・施工に関する基本条件書によると、「国道 274 号の日中 (6 時 ~21 時) は内回り、外回りの両方向とも 2 車線の確保、それ以外の時間帯は内回り、外回りの両方向とも 1 車線の確保が必要」とありますが、新橋名:米里高架橋(旧橋名:札幌高架橋)下り線の P11~P14 橋脚間(参考図:36/167)、およびCランプ橋の P28C~P29C 橋脚間(参考図:74/167)の桁架設時は、国道 274 号(内回り)の俯角 75°の影響範囲内となるため、国道 274 号(内回り)の夜間一時通行止めは可能でしょうか。	国道 274 号(内回り) についても桁架設時には夜間の一時通行止めは可能です。

3	設計・施工に関する基本条件書によると、高速道路の車線規制が不	そのとおりです。
	可能な時期には『現況の車線幅員と路肩幅員の確保』とありますが、	
	"現況"とは参考図:136/167 右上図の現況幅員構成の状態を示し、	
	本工事着手前の路肩幅員(左側路肩 2,500 mm、右側路肩 1,000 mm)	
	の確保が必要ということでしょうか。	
4	設計・施工に関する基本条件書によると、『高架下用地は立入防止柵	本工事の施工範囲以外の高架下については、拡幅に伴う本体工及
	内であれば、国道 274 号の高架下を含めて自由に使用可能』とあり	び仮設工の施工に必要な範囲を除き作業ヤードとして使用すること
	ますが、本工事範囲に隣接した高架下の作業ヤードの使用は可能で	はできません。
	しょうか。(例:P512橋脚よりも小樽側の高架下作業ヤードなど)	
5	設計・施工に関する基本条件書によると、『高速道路と交差する一般	ベント設置・解体や足場設置・解体は桁架設時に含まれません。
	道の交通規制可能時間は夜間(21時~6時)であり、交差道路上の	
	桁架設時には夜間通行止めが可能である』とありますが、桁架設時	
	にはベント設置・解体や足場設置・解体も含まれると考えてよろし	
	いでしょうか。	
6	新橋名:米里高架橋(旧橋名:札幌高架橋)下り線 P11~P14 橋脚間	新たに架設する鋼桁が橋脚や既設橋梁等に落下防止のために固定
	(参考図:36/167)、およびCランプ橋の P28C~P29C 橋脚間(参考	されている状態であれば交通規制の解除可能です。
	図:74/167) の桁架設時は、架設した鋼桁が既設桁と高力ボルトで	
	連結された状態となれば、国道 274 号(内回り)の交通規制は解除	
	可能と考えてよろしいでしょうか。	